

提供国措置の要否等に係る
課題整理について

令和3年度第2回検討会版

0. 本日の議論の進め方

- 第1回検討会では、提供国措置の要否の検討にあたり想定される課題・論点を設定。これに対し、これまでにヒアリングや関連調査・研究を通じて収集した意見や情報に加え、第1回検討会及び検討会後に委員の方々から様々なご意見を頂いた。（第1回検討会及び検討会後にいただいたご意見については、参考資料にある各委員の意見一覧及び第1回検討会議事録を参照）。

検討課題	論点
検討課題① 国内遺伝資源の取得・利用に伴い解決すべき問題が生じているか	【論点1】国内遺伝資源の海外への提供（海外からの国内遺伝資源の取得）に伴って解決すべき問題が生じているか。
	【論点2】国内における国内遺伝資源の取得に伴って解決すべき問題が生じているか。
検討課題② 国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか	【論点1】国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか。
検討課題③ 提供国措置導入によって生物多様性保全や遺伝資源利用に影響や効果を与えるか	【論点1】提供国措置導入によって生物多様性の保全や持続可能な利用に高い効果を発揮するか。
	【論点2】提供国措置導入によって遺伝資源利用にどのような正負の影響を与えるか。
	【論点3】提供国措置導入による国内遺伝資源であることの国際遵守証明書の提供は必要か。ABS指針による国内取得書の発給で十分か。
検討課題④ 国内PIC制度以外の選択肢として検討すべき事項、その他の検討すべき事項はあるか	【論点1】国内PIC制度以外の選択肢として考慮、留意すべき点はあるか。その他の検討すべき事項はあるか。

- 本日の資料は、これまでいただいたご意見等をもとに、以下のとおり整理。
 - ある程度対応の方向性について集約されると考えられる論点については、事務局としてその対応の方向性の案をお示し。
 - 本検討会でさらに確認、議論を行うべきと思われる部分については、事務局として議論のポイントもしくは今後の議論の方向性を記載。
- 2 ➤ 本日は、このポイントをベースにご議論いただきたい。

【論点1】「国内遺伝資源の海外への提供（海外からの国内遺伝資源の取得）に伴って解決すべき問題が生じているか」への主なご意見①・②

＜主なご意見①：遺伝資源全般に関する認識＞

- 過去2回PIC制度を導入しない結論に至って以降、PIC制度導入を考慮すべき状況変化はなく（井上委員）、現場では総じて解決すべき問題は生じていない（須藤委員、深見委員、村上委員、野生生物の提供国措置は不要との指摘として石田委員）。
- 過去の導入見送りの理由として、他の既存の法令等に重ねてさらにPIC規制を導入する積極的な意義が見いだせなかった点も状況変化は認められず、各国各様のABS法令等が乱立する中で日本もPIC制度を導入することは状況をさらに複雑化する（井上委員）。むしろ、主権的権利を行使しないほうが開発途上国でのPIC取得、MAT設定が容易になるなど利点の方が大きい（村上委員）。
- 現状で発生又は可能性のある問題は、名古屋議定書（ABS）の国内措置として対応すべき問題かどうかを区別して検討する必要がある。（井上委員、川口委員、村上委員）

＜主なご意見②：細胞培養肉の研究開発の影響による国内畜産業保護の必要性について＞

- バイオテクノロジーの発展で今後細胞培養肉の生産にあたり家畜から細胞を供給する必要が無くなった場合、和牛生産と競合し国内産業に打撃を与える恐れがある。令和2年10月1日に施行された「家畜遺伝資源に関する不正競争の防止に関する法律」では細胞培養肉生産に用いられる細胞を保護できないことから、PIC制度の導入が必要である。（犬塚委員）
- 品種の国外流出の課題は、改正種苗法（R2年12月）や和牛遺伝資源関連2法（いずれもR2年4月）等の関係法令の整備が行われており、PIC制度の導入の検討とは切り離すべき。（井上委員）

【論点1】「国内遺伝資源の海外への提供（海外からの国内遺伝資源の取得）に伴って解決すべき問題が生じているか」への主なご意見③とそれらのまとめ・議論のポイント

<主なご意見③：天然物創薬分野の観点その他>

- 提供国措置を望む声の正確な分析、対応のため、特に国内遺伝資源を用いた天然物創薬分野の更なる意見聴取が必要ではないか。（鈴木委員）
- 国内で価値を生む遺伝資源を保護するため、報告制等による情報蓄積を通じた遺伝資源利用の管理のFSを実施してはどうか。（深見委員）→※検討課題④で議論
- 国内遺伝資源であることの証明を出す機関が必要。国内取得書もNITEだけではなく、理研BRCも役割を担い大学も利用できるようにする必要。（深見委員）→検討課題③論点3で議論

<まとめ及び議論のポイント>

- 遺伝資源全般、特に自然環境下に存在する遺伝資源及びコレクションに保存されている遺伝資源に関しては、PIC制度を導入することで解決すべき課題は生じておらず、一方で、導入することで、我が国の利用国としての立場への弊害が指摘されており、こうした状況は前回（指針策定時）と特段変更はない。
- 一方、細胞培養肉の研究開発の影響による国内畜産業保護の必要性の観点については、遺伝資源のアクセスを促進しつつ、公平な配分を通じた提供国における生物多様性の保全に貢献することを目的とする名古屋議定書の目的に合致すると言えるかどうか。PIC制度の導入によって、かえって我が国の遺伝資源へのアクセスを認めなければならないということにならないか。

【論点2】「国内における国内遺伝資源の取得に伴って解決すべき問題が生じているか」への主なご意見と対応の方向性（案）

<主なご意見>

- 総じて解決すべき問題は生じていない（井上委員、小関委員、鈴木委員、須藤委員、藤井委員、村上委員、深見委員）。
- 令和2年度経済産業省委託事業でJBAが実施したアンケートでは国内遺伝資源の取得・利用に際しての障壁が「時にない」が80%を超え、残り約20%の中では国内遺伝資源の入手手続の煩雑性について挙げられていた。（井上委員）→後半部分については、検討課題④論点1にも記載
- 国内遺伝資源の利益配分に関してのガイドラインや保存機関のMTA整備など、適切な準備が必要。（石田委員、川口委員）→※利用国措置の課題整理における②奨励措置にて議論



<対応の方向性（案）>

- 国内における国内遺伝資源の取得に伴って解決すべき問題は一般に生じていないと考えられ、この点で提供国措置導入の必要性は特に認められないと考えられる。
- ※上記は一般論として記載。細胞培養肉に関する論点については、前論点にてまとめてご議論いただく。なお、いただいたご意見の詳細については、参考資料を参照。

【論点1】「国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか」について、アイヌに関する有識者意見の概要①（R1～R2年度）

※第1回検討会時にお示したスライドに同じ

- 有識者からの以下の意見も踏まえ、アイヌ固有の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識について、そのもの及びこれに関連する課題について引き続きフォローアップを進める。
 - 現行のアイヌ政策の流れは、アイヌの実体的権利の保障やその際の利益を帰属させる権利主体性に課題がある中で、施策を通じ、事実上アイヌの利益となることを実現しようとするアプローチ。アイヌ施策推進法第一条において、アイヌを先住民族と位置付けたことは重要な社会情勢の変化。（有識者/ヒアリング）
 - アイヌの遺伝資源や、遺伝資源に関連する伝統的知識については、アイヌにとって被害や好ましくないことがABSに関連して発生しているかどうかを確認する必要がある。（有識者/ヒアリング）
 - 「遺伝資源に関連する伝統的知識」は、遺伝資源の移転に関連するものと解されるので、アイヌのTKといっても遺伝資源と一緒に取得されるものという非常に狭い範囲。本来、アイヌ政策全体の中で、アイヌの様々な権利保障を取り扱い、その中の1つの伝統的知識の権利保障のうち、さらに遺伝資源に関連性のあるもの、さらに遺伝資源の移転に関連するものがABS指針の見直しで俎上に上げるかどうかという関係にある。ABS指針の見直しの中で、アイヌのTK保護全体を扱うことは難しいのではないかと。ABS指針の見直しで何ができるのかということを確認すべき。（有識者/ヒアリング）
 - アイヌの方にヒアリングをしても、GR-TKはあるが、既に研究者が文献にして公表し知られているので利益配分につながるものはないと聞く。途上国の先住民のようにシャーマンしか知らないというものではないことになるので、PICやMATの手続や利益配分を考えることが難しい。アイヌの方がみんな知っているGR-TKを特定のアイヌの方から聞き取って、その人に利益配分するとその人がそのTKについて正当な権利を有しているか（代表する権限があるのか）が問題になる可能性がある。こうした問題を回避するために、海外では特定の人に利益配分するのではなく、先住民を代表する協会等の団体を作って利益配分先に行っているところがある。（有識者/ヒアリング）
 - 名古屋議定書の国内実施の課題として、遺伝資源に関連するアイヌの伝統的知識について、厳密なABSでなくとも、その趣旨を実現するための何らかの還元を検討する必要がある。（有識者/ヒアリング）

【論点1】「国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか」について、アイヌに関する有識者意見の概要②（R3年度）

有識者からの意見を踏まえ、令和3年12月～令和4年1月にアイヌ関係専門家等のヒアリングを実施した。そのポイントは下記の通りである。

- アイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識を取り巻く状況（対象となり得る知識、アイヌ社会などの客観的状況等）は名古屋議定書の国内措置検討当時から状況変化は認められない。
- 今回のヒアリングにおいて、名古屋議定書で扱われる遺伝資源に関連する伝統的知識に関して把握した範囲では、アイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識の取得や利用に伴って具体的な問題やトラブル等は確認されなかった。
- 一般論として、アイヌに関連する伝統的知識の適切な取り扱いを求める意見はあるが、現段階で生物資源に関連して生じている課題は、アイヌの文化伝承等に必要となる動植物等の材料の不足である。関連する資源アクセスのより一層の円滑化や、アイヌが利用してきた動植物やその基盤となる生態系の保全・回復が課題とされている。
- 一部地域を中心に設立された団体で、アイヌの知的財産を管理する取組が進展を見せており、アイヌ文様の利用等を中心に、その適切な利用やアイヌのクリエイターの受注創出等が促進されている。同団体も一般論として、アイヌが利用してきた動植物利用・薬用慣行等の文化も適切な利用が必要との考えだが、基本的にアイヌ文化へのアクセスの制限を希求するものではなく、適切な利用を通じアイヌ文化の普及拡大を目指しており、これに伴うアイヌのクリエイター、文化伝承者の経済活動を支えようとするものである。
- アイヌの植物利用の専門家や、アイヌ政策の専門家からは、アイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識を含む文化の特徴と現状、並びに現行のアイヌ施策の状況に照らし、海外の先住民の状況を念頭に置いた生物多様性条約や名古屋議定書のアプローチが馴染みにくいことが指摘されており、アイヌの文化や知識に由来する商品のブランド化を通じた、アイヌ文化の掘り起こし、伝承を可能にする支援や、アイヌ施策推進法に基づく交付金による関連事業の推進等の可能性について言及された。

【論点1】「国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか」へのその他のご意見と議論のポイント

<主なご意見：その他>

- 「遺伝資源に関連する伝統的知識」の解釈 ⇒ 後方参考資料参照
- 日本国内各地での伝統的な食・薬用の言い伝え・慣行について、調査とリスト化が必要である。乱獲防止等の観点からリストの公開可否の取り扱い、利用時の制限等の管理の慎重な検討も要する。（深見委員） → ※ 検討課題④で議論

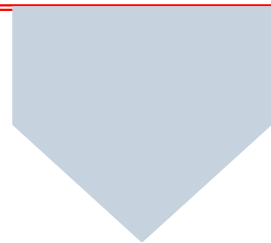
<議論のポイント>

- アイヌ関係専門家等のヒアリングを踏まえ、国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項があるか。

【論点1】「提供国措置導入によって生物多様性の保全や持続可能な利用に高い効果を発揮するか」への主なご意見と対応の方向性（案）

＜主なご意見＞

- 総じて提供国措置導入によって生物多様性の保全や持続可能な利用に正の効果は期待できず、むしろ利用者の手続き上の負担、行政の管理コストの増加などにより、保全や利用に資する研究開発に負の影響が生じる。（石田委員、井上委員、鈴木委員、須藤委員、藤井委員、村上委員）特に生息域外で保存されている遺伝資源については、提供国の生物多様性の生息域内保全への効果は期待できない。（川口委員）
- なお、生物多様性の保全や持続可能な利用については、遺伝資源以外の分野（産業や土地利用など）による影響・効果の方が大きい。（磯崎座長）
- 国民への遺伝資源の保全等への普及啓発の効果が利用者にとっても重要であり、この観点から報告制による情報蓄積など何らかの提供国措置を幅広く検討する必要がある。（小関委員、深見委員）→※検討課題④で議論



＜対応の方向性（案）＞

- 一般に、提供国措置は措置しないことで、生物多様性の保全や持続可能な利用に資する研究開発を促進し、その効果を期待できると考えられる。

※上記は一般論として記載。細胞培養肉に関する論点については、前論点にてまとめてご議論いただく。なお、いただいたご意見の詳細については、参考資料を参照。

【論点2】「提供国措置導入によって遺伝資源利用にどのような正負の影響を与えるか」への主なご意見と議論の方向性（案）

＜主なご意見＞

- 総じて提供国措置導入によって負担が増加し、遺伝資源利用に負の影響を生じる。（石田委員、井上委員、須藤委員、藤井委員、村上委員）
- 提供国措置導入によって、我々が認識していない海外での国内遺伝資源の利用状況を把握できるのではないか。（小関委員）
- 利用制限や過度な権利主張を認めず、利用者の負担にならない管理のみの方法があり得るのではないか。試験的管理のFSを実施してはどうか。（深見委員）→検討課題④で議論



＜議論の方向性（案）＞

- 提供国措置導入によって遺伝資源利用に与えるメリットとデメリットを考慮すると、どちらの方が影響が大きいか。

【論点3】「提供国措置導入による国内遺伝資源であることの国際遵守証明書の提供は必要か、ABS指針による国内取得書の発給で十分か」への主なご意見と議論の方向性（案）

＜主なご意見＞

- PIC不要を発信すれば足り、国際遵守証明書は不要との意見が多い（石田委員、鈴木委員、藤井委員、村上委員）一方、ABS指針による国内取得書への下記意見も示された。
 - ✓ 申請内容をなぞって記載する国内取得書では確実性が低く証明としては機能しない。（石田委員）
 - ✓ 国際的なトラブル発生時に、国内取得書が有効に機能するか考慮する必要。（小関委員）
 - ✓ <再掲> 国内遺伝資源であることの証明を出す機関が必要。国内取得書もNITEだけではなく、理研BRCも役割を担い大学も利用できるようにする必要。（深見委員、NITEでカバーされない他分野での必要性の有無の指摘として井上委員）
 - ✓ 国際遵守証明書の発給が必要か下記のような点について検証が必要。（井上委員）
 - NITEの国内取得書発給事例の中で、本来、国際遵守証明書が必要だったことがないか／利用者が発給を受ける国際遵守証明書に対し、国内取得書は提供者が発給を求めることが多く負担になっている実態がないか／海外の利用者が日本の国際遵守証明書の必要性に対する考え、等
- PIC制度（国際遵守証明書は遺伝資源取得前に発給）を導入する場合、過去に取得した遺伝資源（国内取得書は遺伝資源取得後に発給）について何らかの対応が必要ではないか。（須藤委員）

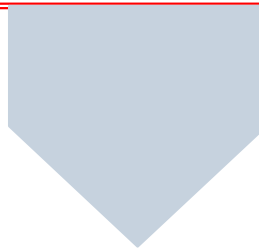
＜議論の方向性（案）＞

- 国内取得書に関するNITEの事例について伺いつつ、アカデミアを含めた今後の国内取得書の方向性について検討する。
- 本検討においてPIC制度の導入が必要となった場合には、過去に取得した遺伝資源への対応も論点とする。

【論点1】「国内PIC制度以外の選択肢として考慮、留意すべき点はあるか、その他の検討すべき事項はあるか」への主なご意見①と議論のポイント

<主なご意見①：簡素な報告制・登録制、実態把握・情報蓄積の必要性について>

- 簡素な報告制・登録制等で、国内遺伝資源の取得・利用等の状況を継続的に把握、情報蓄積する仕組み、これを通じ国民、研究者の意識が高まる施策が必要ではないか、又は選択肢として検討の余地がある。（小関委員、鈴木委員、須藤委員、深見委員、渡邊委員）
- <再掲> 国内で価値を生む遺伝資源を保護するため、報告制等による情報蓄積を通じた遺伝資源利用の管理のFSを実施してはどうか。（深見委員）
- 野生生物や基礎生物学分野では、国内遺伝資源の提供状況を国が把握する必要性がなく、報告制でも負担が大きく不要。（石田委員、村上委員）
- 遺伝資源自体にメタデータ(MTA)を紐付けることを奨励し、当該資源のhistoryが分かるようにするのが望ましいのではないか。（石田委員）
- <再掲> 日本国内各地での伝統的な食・薬用の言い伝え・慣行について、調査とリスト化が必要である。乱獲防止等の観点からリストの公開可否の取り扱い、利用時の制限等の管理の慎重な検討も要する。（深見委員）



<議論のポイント>

- 簡易な報告制・登録制、実態把握・情報蓄積は必要か。その場合の目的、趣旨はどのように考えられるか。

【論点1】「国内PIC制度以外の選択肢として考慮、留意すべき点はあるか、その他の検討すべき事項はあるか」への主なご意見②と対応の方向性（案）

＜主なご意見②：国内遺伝資源の取得に関する改善、支援等について＞

- 令和2年度経済産業省委託事業でJBAが実施したアンケートでは、「国内由来の生物資源の入手にあたって必要で有効だと思う改善やサポート」として下記が挙げられている。（井上委員）
 - ✓ 【情報の提供】：入手手続や相手先に関する情報、生物資源の来歴等に関する情報
 - ✓ 【支援・サービス体制】：Q&A集、国内生物資源の研究開発機関・企業への投資
 - ✓ 【手続きについて】：手続きの明確化や統一、商業利用の場合の手続きの明確化、手続きの簡略化や規制緩和、ガイドライン、個人所有地への進入許可を得るのに時間がかかり難しいことへの対応



＜対応の方向性（案）＞

- 必ずしもABSに関連する手続きに限られるものではなく、国・地方行政の別や情報の確実性の確保その他の観点から対応の限界もあるが、関係省庁、関係機関・団体において可能な対応を検討する。

(参考1) 遺伝資源に関連する伝統的知識について

「遺伝資源に関連する伝統的知識」について

- 名古屋議定書では、「先住民の社会及び地域社会」の遺伝資源と「遺伝資源に関連する伝統的知識」が対象とされている。
- 「先住民の社会」とは、ある国において、他の国民と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別でき、かつ、その国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会を意味するものと解される。
- 我が国の場合、古くからアイヌの方々があり、言語、宗教や文化の独自性を有していることから、アイヌの方々が多く居住する社会（コミュニティ）は、本議定書上の「先住民の社会」に該当するものと考えられる。
- 一方、本議定書にいう「地域社会」については、「先住民社会」に類するような生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有するような社会が該当すると想定されるが、我が国ではそのような社会は特定されていない。
- 「遺伝資源に関連する伝統的知識」については、先住民の社会及び地域社会においてその伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識であって、遺伝資源と何らかの関連性を有するものを指すと解される。

(参考2)名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

【概要】

- 以下のような状況から国内PIC制度は措置すべきではないが、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて検討は継続する。
 - 学術研究利用の観点からは、国内PIC 制度を導入すれば、国内のコレクションに日本の遺伝資源を寄託等する際の手続きもPIC や権利関係の確認のためにより煩雑になることが予想され、迅速な研究開発の障害となることが懸念される。
 - 科学と技術革新を立国の基礎とする日本としては、学術研究利用と同様に産業利用の観点からも、国内や海外との遺伝資源等のやりとりの障害となり得る国内PIC 制度の導入は、死活的に深刻な問題となる可能性がある。
 - 遺伝資源に関連する伝統的知識については、条約や議定書では先住民等社会が有するものを指しており、漢方薬に関する知識はこうしたものに該当しない。また、国内にこうした知識があるとしても公知の状態であることが考えられるが、日本の現行法では、新規性のないものは誰もが自由に利用でき、公知の状態にあるものを特定の者が独占する権利はないことも踏まえるべきである。このような観点から、保護すべき固有の知識は仮にあったとしても少ないものと考えられる。

(参考2)名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

①国内PIC 制度を措置することの是非に関して検討すべき事項

- 排他的経済水域も含めて日本の生物資源は決して乏しくないという前提に立った上での、国内PIC 制度を措置する場合又は措置しない場合の公益の比較や、遺伝資源等が存在する地域やその利用の関わり方への影響の調査。また、影響を測るに適する時間単位の設定についても考慮すること。
- 生物多様性の観点からの課題として、条約の目的の達成のために必要な生物多様性に係る研究の推進のためには、多少なりとも新たな手続きが必要となるのであれば国内PIC制度が措置されない方が望ましい一方で、日本の固有で豊かな生物資源は十分に把握されておらず勝手に国外に持ち出されることを防ぐためには国内PIC 制度により権利保護を図る必要性が考えられるところ、両者のバランスの取り方。
- 日本の国内生物資源の管理及び利用状況について他国がどのように考えるかという視点。
- 日本が例えば緩やかな国内PIC 制度を措置することで、他国に範を示すという考え方の妥当性。
ただし、同様の考え方を以て条約に基づく国内PIC 制度を措置した他国の事例では結果として緩やかとはいえない制度となっていることを踏まえる必要がある。

(参考2)名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

参考：国内PIC 制度を措置することとした場合に検討すべき事項

- 遺伝資源の持続可能な利用による利益配分を通じて途上国の保護地域制度の発展に役立てようとの発想がABS制度の出発点であったことを踏まえて、現行の自然保護制度の改正等により国内PIC 制度を措置することの実行可能性。その場合には、現行の自然保護制度の対象となっていない菌類や原生生物等も対象に加えること。また、配分された利益を日本の生物多様性保全に充てること。
- 種苗法第21 条やUPOV 条約第15 条に基づき、育成者権が及ばない行為として、他の品種を利用した新品種の育成が行われていることと調和を図る観点からも、市販品種については国内PIC 制度の対象から除外すること。
- 国内PIC 制度の対象とする遺伝資源の範囲を明確に設定すること。その際には、日本に自生する植物の新規の突然変異体や、自生植物とその他の系統との交雑後代、日本において育成される日本には自生しない植物とその他の系統との交雑後代等の扱いについての整理が必要になることに留意すること。また、こうした整理を含めて、利用者に対して対象となる遺伝資源の範囲をわかりやすく示すこと。
- 制度の導入以前の取得まで遡及しないことを原則とすること。
- 非商業的な学術研究利用を目的とする遺伝資源等の取得については、日本又は他国に由来するものであるかを問わず、国内PIC 制度の対象から除外すること。
- 日本で国内PIC 制度を措置する場合に内外差別とする合理的な理由は現時点では思い当たらず、また、他国との科学技術や産業分野における協力関係を維持する上で外国人にのみ規制を課すようなことは相互主義の観点からも避けるべきであることへの留意。特に、非商業的な学術研究利用を目的とする遺伝資源等の取得の機会の提供については、他国に対して特別の配慮を求めている状況があることから、日本の国内PIC 制度においても、日本人と外国人とを区別せず、非商業的な学術研究利用に配慮すること。なお、内外差別を取り入れた国内PIC 制度を措置する可能性について検討する場合には、外国人として扱う対象や、そうした制度によって管理されるべき遺伝資源等の範囲等が主な論点になると考えられる。
- 行政的な管理コストを含めた日本に合った実施体制や手法。
- 利益配分に関して、環境基本法の下での受益者負担又は原因者負担のどちらの考え方とするかの選択。
- 民有地の地権者が持つ財産権との調整。
- 遺伝資源に関連する伝統的知識については、定義や伝統的知識の権利の所有者の考え方の整理。

(参考2)名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会でまとめられた 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無についての整理

②国内PIC 制度以外の選択肢として検討すべき事項

- 日本国内で取得された遺伝資源であるという証明書を発行するだけの、国内PIC 制度とは別の簡易な制度の可能性。

③その他の検討すべき事項

- 日本の遺伝資源の管理の一環として、コレクションにおいて保存する微生物の名称や採取場所等の情報の整備の促進。